

三重県まん延防止等重点措置

資料3

～三重県が実施する対策～

【別冊】

1 予防・医療

(1) 保健所の体制

- ・保健所業務を支援する 350 名の応援職員について、順次派遣を実施するとともに、感染状況をふまえ県民の命に直結する業務への重点化を図っています。

(2) 検査体制

①変異株への対応

- ・オミクロン株への対応のため、引き続き、変異株スクリーニング検査、ゲノム解析を実施します。

②行政検査

- ・保健所業務の負担軽減を図るため、民間検査機関を積極的に活用します。
- ・陽性者が確認され感染拡大が懸念される事業所等に対しては、保健所から濃厚接触候補者リストの作成を依頼し、そのリストに基づき濃厚接触者を特定することとし、検査の実施につなげます。
- ・医師の判断による陽性者の同居家族等への検査について、診療・検査医療機関に協力を依頼しています。

③無料PCR等検査

- ・医療機関や薬局等において、感染不安を感じる方への無料検査を、引き続き実施しています。（登録検査実施場所：140か所（2月9日現在））
- ・県独自の郵送による無料PCR検査を、申込期限を延長して実施しています。

④社会的検査

- ・集団感染等のリスクが高い高齢者施設、障害福祉施設、小学校、保育所等を対象とした社会的検査を、3月下旬まで実施しています。

(3) ワクチン接種

①初回接種（1回目・2回目接種）

- ・市町において、初回接種（1回目・2回目接種）を希望する方への接種を引き続き実施するとともに、若年層を含めた円滑なワクチン接種を推進します。

②3回目接種

- ・市町における3回目接種について、前倒しでの接種も含め必要となるワクチンの配分を進めます。
- ・接種間隔の前倒しに伴う市町の接種体制を支援するため、1月 30 日以降、県内 3 か所（四日市市、津市、伊勢市）に県営接種会場を設置しました。

③相談窓口

- ・県民の皆さんのが安心してワクチンを接種できるよう、引き続き、新型コロナウイルスワクチンポータルサイト等で情報発信するとともに、ワクチン接種に関する相談窓口を開設しています。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

電話 050-3185-7947 午後9時～翌午前9時（AI音声技術による自動応答）

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイアル」（多言語対応）

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時（月曜～金曜、日曜）※祝日除く

（4）医療提供体制

①入院医療

- ・必要な方が確実に入院できるよう、患者急増時の緊急的な対応として、重症者用病床52床を含めて534床（臨時応急処置施設10床を含む）の病床が稼働しています。また、患者の状況等に応じて宿泊療養、自宅療養も併用した療養体制で対応するとともに、受入病床の増床に向けて可能な限り医療機関との調整を継続します。

②臨時応急処置施設

- ・中等症Ⅱの患者に対応するため、1月20日から稼働させた津市の臨時応急処置施設10床を引き続き稼働させるとともに、四日市市の施設についても、今後の感染の拡大状況等に応じて稼働させます。

③宿泊療養施設

- ・宿泊療養施設について、5施設665室を稼働させ、中等症Ⅰ患者または重症化リスクの高い患者を積極的に受け入れるとともに、経口薬の投与体制を施設毎に確立しました。

④自宅療養

- ・自宅療養者に必要な医療が提供できるよう、医師会の協力のもと、往診、オンライン診療、電話診療等が可能な364の医療機関を把握・リスト化しています。
- ・自宅療養者の増加をふまえ、貸与用パルスオキシメーターをさらに3,000個追加購入（計22,450個）するとともに、市町や関係団体と連携し、患者の症状にも対応した食事の提供や貸与用パルスオキシメーター、食事および衛生用品の配達体制を強化しています。

（5）感染拡大防止対策

①要請の遵守状況の確認・働きかけ

- ・飲食店への営業時間短縮要請に伴い、政府基本的対処方針に基づき、警察とも

連携しながら、要請区域内の対象店舗に対し要請の遵守状況の確認のための見回りを実施しています。

- ・営業時間短縮要請に応じていただいている店舗への働きかけを行うとともに、警察とも連携しながら、特措法に基づき、要請に応じていただけるよう実地での指導を実施しています。また、感染拡大防止のため特に必要があると判断される場合には、特措法に基づき、個別要請、命令といった厳しい対応も検討します。

②高齢者施設の感染防止対策

- ・高齢者施設では、ブレイクスルー感染によるクラスターが多数発生していることから、職員等の体調管理や1ケアごとのアルコール消毒の徹底など具体例を示しつつ、通知により感染防止対策の再徹底を求めました。
- ・大規模クラスターの発生が懸念される、定員が多い施設を集中的に訪問し、施設内での感染防止対策の徹底を求めます。

③外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっかりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内11の市民団体にホームページやSNSでの情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施します。
- ・みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）において、多言語で相談対応を行うとともに、適切な情報提供を行っています。
- ・保健所へ迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応しています。

④障害福祉施設や保育所等の感染防止対策のための相談窓口の設置

- ・障害福祉施設や保育所等において、適切な感染防止対策を行ったうえで、継続的にサービスを提供するため、感染症の専門家等による感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、各施設等からの相談に対応します。

⑤県立学校における対応

- ・マスクの着用、手洗いの励行、換気などの基本的な感染防止対策、毎日の検温、発熱等体調不良の場合の自宅休養など健康管理について、引き続き徹底します。児童生徒の同居の家族が体調不良の場合にも登校を控えるようにします。
- ・児童生徒が近距離で行う学習や、組み合ったり接触したりする運動など、感染防止対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動の実施については慎重に検討するとともに、登下校や着替え、食事などの場面の切り替わりにおける感染防止対策についても、注意喚起を徹底しています。
- ・部活動は、原則自校内の活動とし、昼食を伴わない午前または午後の活動とします。公式大会は、感染防止対策を講じたうえで、必要最低限の人数で参

加できることとします。

- ・修学旅行・遠足については延期を検討します。県内を行き先とする最終学年の修学旅行は、感染防止対策を徹底し、保護者の理解と必要な協力を得たうえで、重点措置区域以外を行き先として実施できることとします。
- ・市町教育委員会及び私立高等学校等に対して、適切に対応いただくよう県立学校の取組を情報提供しています。

⑥地域のスポーツ活動における感染防止対策

- ・スポーツ少年団など、複数の学校から児童生徒が参加するような地域スポーツの場面をきっかけとして感染が拡大しないよう、スポーツ少年団事業を統括する県スポーツ協会や市町地域スポーツ担当課を通じて、注意喚起を徹底しています。

⑦感染防止対策の徹底の呼びかけ

- ・県民及び県外の皆様に県境を越える移動の自粛を求めるため、主要駅構内等でのポスター掲出などについて、交通事業者に協力を要請しています。
- ・県が管理する漁港においては、地元からの要請に基づき、注意喚起用の看板等を設置することにより、利用の自粛を呼び掛けています。
- ・自然公園（三重県民の森・上野森林公园）においては、立て看板による大人数・長時間での飲食自粛の注意喚起を行っています。

(6) 情報提供

- ・「三重県まん延防止等重点措置」における要請内容等について、県民、事業者の皆様と一緒に取り組んでいくため、様々な媒体を活用し周知啓発します。
 - ・新聞、テレビ、ラジオにおける広告等
 - ・道路情報板等での掲示
 - ・県政だより、フリーペーパーへの掲載
 - ・ホームページ、SNSの活用
- ・県民及び県外の皆様に県境を越える移動の自粛を求めるため、主要駅構内等でのポスター掲出などについて、交通事業者に協力を要請しています。

2 事業者支援

(1) 営業時間短縮要請等の影響に対する支援等

①飲食店時短要請等協力金

- ・まん延防止等重点措置適用期間の延長に伴い、3月6日まで延長された営業時間短縮要請に対し、全面的に協力していただいた事業者に飲食店時短要請等協力金を支給します。

※店舗の準備期間として1月24日までの時短営業開始であれば支給対象となります。支給金額は実施期間に応じて算定します。

※酒類提供の停止等を伴う20時までの営業時間短縮を行う場合と酒類提供を継続して21時までの営業時間短縮を行う場合とでは、協力金の日額単

価が異なります。(20時までの営業時間短縮の場合：日額3万円～10万円、21時までの営業時間短縮の場合：日額2.5万円～7.5万円)

- ・以前から時短要請に継続して協力いただくなど一定の要件をみたす飲食店に対して、協力金の一部を先行して支給する早期支給については、2月18日（当日消印有効）まで期間を延長して申請を受け付けます。引き続き、申請のあつた事業者に対して、迅速な支給に努めます。

「三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口」

電話 059-224-2335 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

②三重県地域経済復活支援金

- ・まん延防止等重点措置に伴う経済活動の停滞等による影響を受け、1月から3月までの売上が減少した事業者に対する支援金の実施について、3月上旬に申請受付を開始できるよう準備を進めています。

＜三重県地域経済復活支援金の概要＞

- ・対象事業者：2022年1月～3月のいずれかの月の売上が、前年（2021年）、前々年（2020年）又は前々前年（2019年）同月と比べて、30%以上減少している事業者
- ・支給上限額：中小法人30万円、個人事業者15万円

「三重県地域経済復活支援金相談窓口」

電話 059-224-2838 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

- ・三重県地域経済復活支援金と併せて活用することができる、国の「事業復活支援金」について、三重県地域経済復活支援金の案内に併せて周知を行います。

＜事業復活支援金（経済産業省所管）の概要＞

- ・新型コロナの影響を受け、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの任意の同月の売上高に比べ、50%以上又は30～50%減少した事業者が対象
- ・給付額上限は、法人が最大250万円、個人事業者は最大50万円

③雇用調整助成金等

- ・雇用調整助成金の特例措置について、まん延防止等重点措置が適用される区域で時短営業に協力する事業者については、補助率を最大10分の10まで引き上げる特例が適用されることから、区域内で時短営業に協力する事業者に情報が行き届くよう、引き続き時短要請協力金の案内に併せて周知を行います。
- ・従業員の雇用維持に苦慮している事業者と労働力不足となっている事業者との間での「雇用シェア（在籍型出向、兼業・副業など）」を県内で広く普及・浸透させるため、今後も関係機関と連携して周知を図ります。

(2) みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」の推進

- ・県では、県民の皆様が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度「あんしん みえリア」を運用しています。認証店舗数は2月8日で3,490店舗となりました。
- ・県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するため、観光事業者版「あんしん みえリア」も運用しています。認証施設数は、2月8日で1,130施設となりました。
- ・「あんしん みえリア」の専用ホームページでは、飲食店及び観光施設等の認証制度を幅広くPRするため、各認証店舗・施設の感染防止対策を紹介しており、市町別やジャンル別に検索いただくことが可能です。県民の皆様が安心して各認証店舗・施設を利用できるよう、引き続き制度の周知を図ります。また、申請のあった飲食店が速やかに認証を取得できるよう、今後も認証事務の可能な限りの迅速化を進めています。